

告示第 27 号

木曾広域連合規約の一部を変更する規約をここに公布する。

平成 19 年 3 月 20 日

(木曾広域連合長署名・印)

平成 19 年 3 月 19 日長野県木曾地方事務所指令 18 木地政第 207 号

木曾広域連合規約の一部を変更する規約

木曾広域連合規約（平成 11 年 4 月 1 日長野県指令 10 地第 1280 号）の一部を次のように変更する。

第 11 条第 1 項中「、副広域連合長 5 人及び収入役 1 人」を「及び副広域連合長 5 人」に改め、同条第 2 項中「助役」を「副管理者 1 人」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 広域連合に、会計管理者を置く。

第 12 条第 4 項中「助役」を「副管理者」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 会計管理者は、広域連合長がこれを任命する。

第 13 条第 2 項中「助役」を「副管理者」に改め、同条第 3 項を削る。

第 14 条中「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

別表（第 4 条、第 18 条関係）の備考中「前年」を「当該年度の始期の日属する年の前年」に改め、同備考の 7 中「当該年度」を「当該年度の始期の日属する年」に改める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。